第二条の三第二項第二号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る。

第十一条第二項及び第十一条の二第二項中「基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第四十三条第一項中「その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合（住所の変更については、国内における住所の変更及び国外の場所から従前の住所地以外の国内の場所への住所の変更をする場合に限る。）」を「次に掲げる場合に該当することとなつた場合」に改め、「の本人確認書類」の下に「第一号に掲げる場合にあつては、当該本人確認書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。）」を加え、「当該本人確認書類」を「当該本人確認等書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名又は住所の変更をした場合（住所の変更については、国内における住所の変更及び国外の場所から従前の住所地以外の国内の場所への住所の変更に限る。）

二　その者の個人番号の変更をした場合

第四十三条第四項中「第二項又は前項」を「前二項」に改める。

第六十一条第二項第一号中「をいう。）」を「をいう。第五項において同じ。）」に、「第六号イ」を「以下この条」に改め、「。以下この項」の下に「及び第五項」を加え、同項第二号中「総数」の下に「第四項第二号に掲げる分割型分割にあつては、当該分割型分割の直前の発行済株式等の総数」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項第三号中「及び第六号」を「、第六号及び第十号」に改め、同項に次の一号を加える。

十　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人（信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託法人を含む。）をいう。

第六十一条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第二十五条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる合併又は分割型分割（法第二十四条第一項に規定する分割型分割をいう。第二号及び次項において同じ。）とする。

一　法人税法施行令第四条の三第二項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価合併で同項第二号ロに掲げる関係があるもの

二　法人税法施行令第四条の三第六項第一号イに規定する無対価分割に該当する分割型分割で同項第二号イ⑵に掲げる関係があるもの

5　法第二十五条第二項に規定する場合には、同項の被合併法人又は分割法人の株主等は、前項第一号に掲げる合併にあつては当該合併に係る被合併法人が当該合併により当該合併法人に移転をした資産（営業権にあつては、法人税法施行令第百二十三条の十第三項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する独立取引営業権（以下この項において「独立取引営業権」という。）に限る。）の価額（法人税法第六十二条の八第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する資産調整勘定の金額を含む。）から当該被合併法人が当該合併により当該合併法人に移転をした負債の価額（法人税法第六十二条の八第二項及び第三項に規定する負債調整勘定の金額を含む。）を控除した金額を当該被合併法人の当該合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度終了の時の発行済株式等の総数で除して計算した金額に当該被合併法人の株主等が当該合併の直前に有していた当該被合併法人の株式の数を乗じて計算した金額に相当する当該合併法人の株式の交付を受けたものと、前項第二号に掲げる分割型分割にあつては当該分割型分割に係る分割法人が当該分割型分割により当該分割型分割に係る分割承継法人に移転をした資産（営業権にあつては、独立取引営業権に限る。）の価額（法人税法第六十二条の八第一項に規定する資産調整勘定の金額を含む。）から当該分割法人が当該分割型分割により当該分割承継法人に移転をした負債の価額（法人税法第六十二条の八第二項及び第三項に規定する負債調整勘定の金額を含む。）を控除した金額を当該分割法人の当該分割型分割の直前の発行済株式等の総数で除して計算した金額に当該分割法人の株式の数を乗じて計算した金額に相当する当該分割型分割承継法人の株式の交付を受けたものと、それぞれみなす。

第七十二条第一項第三号中「附則の規定又は同法第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」を「附則第三十条（特例一時金の支給）」に改め、「一時金」の下に「（同条第一項第一号に掲げる者に対して支給するものに限る。）」を加える。

第八十二条の二第一項第十二号中「附則の規定又は同法」を削り、「の規定に基づく」を「（昭和三十三年法律第九十九号）の規定に基づく」に改める。

第百十二条第一項中「第六十一条第四項第五号」を「第六十一条第六項第五号」に、「法人税法第二条第十二号（定義）」を「同条第六項第十号」に改め、「信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る法第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を含む。」を削り、同条第二項中「法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併のうち」を削り、「該当するもの」の下に「で同項第二号ロに掲げる関係があるもの」を、「一株の従前の取得価額」の下に「（法第二十五条第一項第一号の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付を受けたものとみなされる金額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額のうち旧株一株に対応する部分の金額を加算した金額）」を加える。

第百十三条第一項中「第六十一条第六項第三号」を「第六十一条第六項第三号」に改め、同条第二項中「法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割のうち、」を削り、「該当するもの」の下に「で同項第二号イ⑵に掲げる関係があるもの」を加え、「第六十一条第四項第六号」を「第六十一条第六項第六号」に改め、「除して計算した金額」の下に「（法第二十五条第一項第二号の規定により剰余金の配当又は利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額のうち所有株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」を加える。

第百十三条の二第三項中「第六十一条第四項第九号」を「第六十一条第六項第九号」に改める。

第二編第一章第四節第八款第二目の目名を削る。

第百四十八条から第百五十二条までを次のように改める。

第百四十八条から第百五十二条まで　削除

第二編第一章第四節第八款第三目を同款第二目とする。

第百六十七条の三第一項第二号中「）で」を「次項第三号において同じ。）で」に改め、同条第六項中「第五十七条の二第二項第六号イ」を「第五十七条の二第二項第七号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十七条の二第二項第六号イ」を「第五十七条の二第二項第七号イ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第五十七条の二第二項第五号に規定するその者の旅行に通常要する支出で政令で定めるもの」を「第五十七条の二第二項第六号に規定する政令で定める支出」に、「運賃及び料金（一月に四往復を超えて当該旅行をした場合には、当該超えてした旅行に要する運賃及び料金を除く。）」を「次に掲げる支出」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該旅行に要する運賃及び料金

二　当該旅行に要する自動車その他の交通用具の使用に係る燃料費及び有料の道路の料金

第百六十七条の三第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第五十七条の二第二項第五号」を「第五十七条の二第二項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五十七条の二第二項第二号」を「第五十七条の二第二項第三号」に改め、同項第一号中「（特別車両料金その他の客室の特別の設備の利用についての料金として財務省令で定めるものを除く。第四項において同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第五十七条の二第二項第二号に規定する政令で定める支出は、同号に規定する旅行でその旅行に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する次に掲げる支出とする。

一　当該旅行に要する運賃及び料金（特別車両料金その他の客室の特別の設備の利用についての料金として財務省令で定めるものを除く。次項第一号及び第五項第一号において同じ。）

二　当該旅行に要する自動車その他の交通用具の使用に係る燃料費及び有料の道路の料金

三　前号の交通用具の修理のための支出（当該旅行に係る部分に限る。）